

処遇改善加算の取り組みについて

<処遇改善加算とは>

・介護職員等処遇改善加算とは介護職員の確保・定着に繋げる目的で、技能・経験のある介護職員の処遇改善を目的に、介護報酬をさらに加算して支給する制度です。

また、経験・技能を有する介護職員に重点化し、介護職員に対する一層の処遇改善を行う一方で、一定のルールに基づき、その他の職種（介護職員以外）への処遇改善も、法人の判断で可能となる等、柔軟な運用も認められています。元々は介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算等の加算制度がありましたが 2024 年 6 月より介護職員等処遇改善加算に一本化されています。

・2026 年 6 月より訪問リハビリテーションにも訪問リハビリテーション処遇改善加算が設定されました。

<介護職員等処遇改善加算の取得要件>

- ・ キャリアパス要件 I ~ V
- ・ 月額賃金改善要件
- ・ 介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- ・ 介護職員等処遇改善加算の取得状況と賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を、ホームページ等の掲載を通じ外部への公表（見える化）を行っている事。
- ・ 施設サービス-生産性向上体制加算 I または II の取得+実績の報告
訪問・通所サービス-ケアプランデータ連携システムに加入していること+実績報告

<現行加算算定状況>

介護老人保健施設 康楽苑	入所サービス 短期入所療養介護(予防含む) 通所リハビリテーション(予防含む) 訪問リハビリテーション	・ 介護職員等処遇改善加算 I □ ・ 処遇改善加算
--------------	--	-------------------------------

<職場環境等要件>

項目	当法人が取り組んでいる主なこと
入職促進にむけたとりくみ	● 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための明確化。 ● 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組み

	<ul style="list-style-type: none"> ● 職場体験の受け入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取り組みの実施。
<p>資質の向上やキャリアアップに向けた支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 ● 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課の連動 ● エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度導入 ● 上位者・担当者等によるキャリア面談などキャリアアップなどに関する定期的な相談の機会確保
<p>両立支援・多様な働き方の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児湿雪の整備 ● 職員の事情などの状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に応じた非正規職員から正規職員への転換の精度などの整備 ● 有給休暇が取得しやすい環境の整備 ● 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
<p>腰痛を含む心身の健康管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 介護職員の身体負担軽減のための介護技術の習得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等導入及び研修等による腰痛対策の実施 ● 短時間勤務労働者も受信可能な健康診断・ストレスチェックや従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ● 雇用管理改善の為に管理者に対する研修の実施 ● 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

生産性向上の為の取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ●タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットセンサー等の導入による業務量の縮減 ●業務手順書の作成や記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減
--------------	---

やりがい・働きがいの醸成	<ul style="list-style-type: none"> ●ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきをふまえた勤務環境やケア内容の改善 ●地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ●利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
--------------	---

<見える化要件について>

「介護サービス情報公表システム」への掲載

ホームページへの掲載